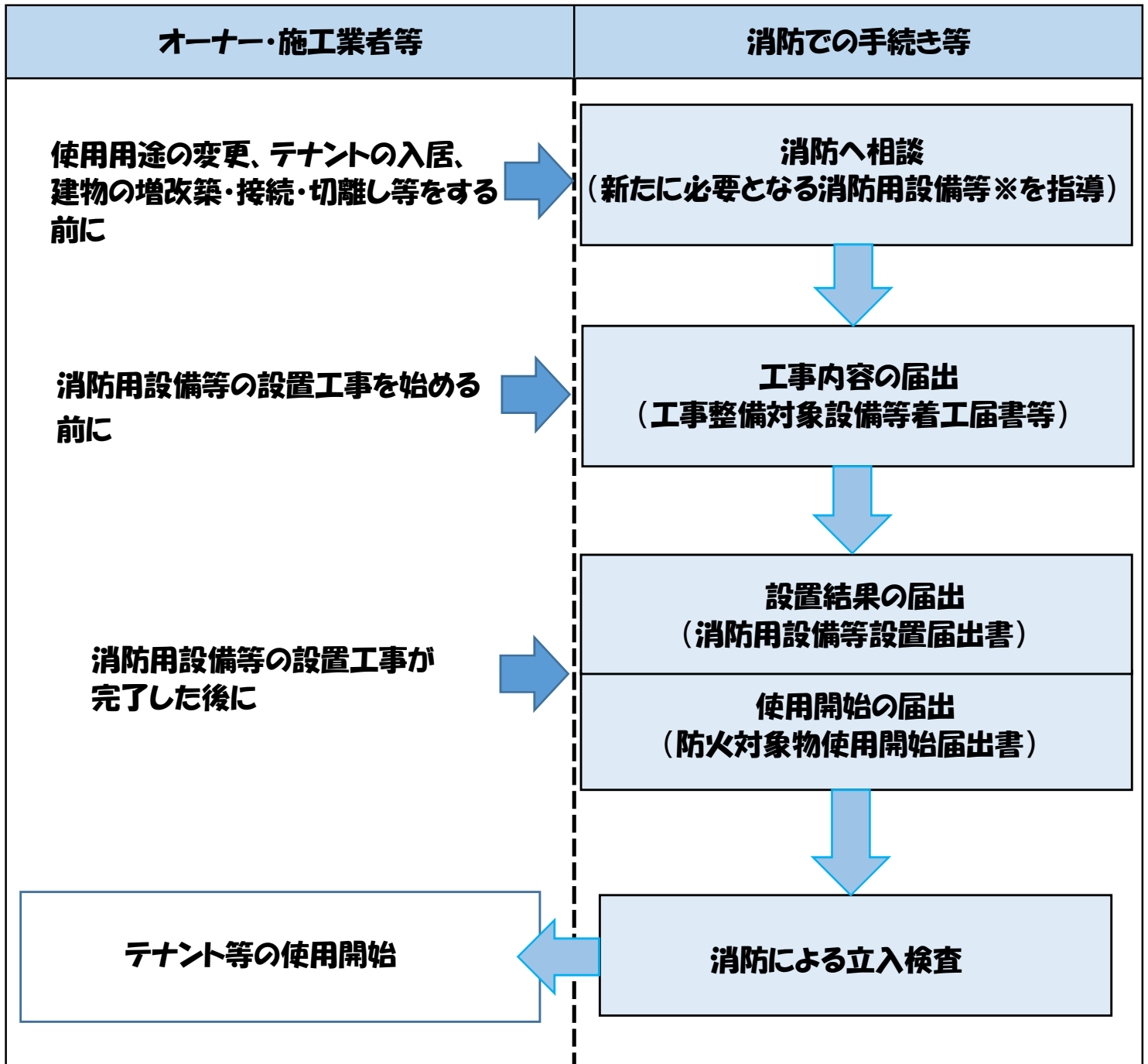


事前に相談し、消防法違反を未然に防ぎましょう！

テナント入居、建物の増改築等の際の手続きについて



※消防用設備等には、スプリンクラー設備や屋内消火栓設備など設置に高額な費用がかかるものがあります。また、工期も長期間に及ぶことがあります。

お問合せ 富士市消防本部予防課 TEL:0545-55-2859